

佐野日本大学中等教育学校いじめ防止基本方針

令和2年4月20日

佐野日本大学中等教育学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、まさに人権に関わる重大な問題であり、全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。

そのためには、学校として、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くこと、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえの無い存在として尊重し、生徒の人格の健全な発達を支援するという教育理念を持って首尾一貫した指導を行うことが重要である。

日本大学は、「心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする」としている。本校は「磨こう心、輝く知性、開こう未来」を教育目標としている。これらに基づき、「他者の心を思いやり行動できる人権意識の高い生徒の育成」を目指して、教育活動に取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、ここに本校のいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態としては、以下の様なものがある。

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ（「ライン外し」等も含む）、集団によって無視をされる
- ③遊ぶふりをして軽くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- ⑤金品を要求される（たかられる）
- ⑥金品を隠されたり、落書きされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ等対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、副教頭、主事、生活指導部長、養護教諭、関係学年主任および担任等

(3) 役割

- ① 佐野日本大学中等教育学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ いじめに関する状況・情報の収集と確認
- ⑤ 教職員の資質向上のための研修の企画と実施
- ⑥ 年間計画の企画と実施
- ⑦ 年間計画の進捗状況のチェックと指導
- ⑧ 各取り組み等の検証
- ⑨ 佐野日本大学中等教育学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 定例会

毎週月曜日

※定例会以外にも必要に応じて随時行う

4 佐野日本大学中等教育学校 「いじめ防止年間計画」

月	対象学年等	内 容	備 考
4	学校	佐野日本大学中等教育学校いじめ防止基本方針の HP 更新	
5	全	生徒保護者への相談窓口周知	始業式当日
	1	保護者との電話面談	始業式後・問題のスクリーニング
	1	新入生研修	コミュニケーション能力の育成
	全	個人面談（二者面談）※必要に応じて三者面談	5月中に完了させる
	全	校長講話	
6	全	統一 LHR	
	1～5	hyper-QU テスト（第1回）	包括的・心理的に問題を把握
	全	全校委員会	
	全	生活調査（アンケート調査）	いじめの把握・年三回実施
7	3・4	セカンドステージ生活講演会	
	全	三者面談	
8	全	三者面談	

10	全	生活調査（アンケート調査）	いじめの把握・年三回実施
	1～3	統一 LHR	
	5・6	ファイナルステージ生活講演会	
11	1～5	hyper-QU テスト（第2回）	包括的・心理的に問題を把握
	4～6	統一 LHR	
12	1～3	学級懇談会での懇談	必要に応じて保護者との二者面談
	6	クラス幹事会	
1	全	生活調査（アンケート調査）	いじめの把握・年三回実施

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、上記の通り令和2年度年間計画を立てました。
また、今後の動向によっては、内容・日程を変更する場合があります。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

毎週月曜日の「いじめ等対策委員会」でこれを行う

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校および学級自体が、人権尊重の精神に満ちている環境であることが求められる。そのためには、人権に関する知的理解教育と同時に、心情に訴える内容のプログラムを展開する必要がある。各教科の授業、道徳の授業、学級活動、部活動等すべての教育活動において、このことを意識した取り組みが一貫してなされなければならない。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身に着け、対等で豊かな人間関係を築くためには、本校が認定校の指定を受けているところの心理学的な手法である「ライフスキル教育」の充実も一層重要となってくる。

2 未然防止のための措置

(1) 教職員の共通理解を徹底するために、教職員研修の一層の充実を図る。

- ①全体研修
- ②個人研修

(2) 生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成

- ①人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団のあり方等についての学習を深める指導に努める。
- ②生徒のコミュニケーション能力を高める指導に努める。
- ③自己有用感や自己肯定感を高めるための体験的な活動の機会を設定するように努める。
- ④ストレスに適切に対処できる力を育むように努める。(ストレスマネジメント)
- ⑤学級活動・生徒会活動などを通して、生徒が自ら学び問題の解決に取り組む姿勢を育むように努める。
- ⑥講演会などを通じて、生徒への認知的なアプローチに努める。
- ⑦技術や情報の授業を通じてネット利用のマナーやモラルの向上に努める。

第3章 いじめの早期発見

(1) 実態把握の方法

- ①年3回の生活調査（アンケート）【全学年】
- ②年2回の hyper-Qu テスト【全学年】※6年生は年1回。
- ③4月の個人面談（生徒との二者面談）【全学年】
- ④夏季休業中の三者面談【全学年】
- ⑤必要に応じての聞き取り調査
- ⑥手帳『フォーサイト』による生徒と担任のコミュニケーション
- ⑦被害生徒本人からの訴え

※そのためにも日頃から生徒とのラポール（信頼して感情の交流ができる関係）作りが重要。

- ⑧教職員による発見（欠席・遅刻・早退の有無、健康観察、SHR、清掃、休み時間、授業中等の様子、保健室の利用状況、部活動の参加状況、友人関係の変化、傷やあざ、服装や髪形の変化、言葉遣いや態度の変化、机などが移動されている等）

(2) 情報収集活動の活性化

- ①学年部会での情報交換
- ②「いじめ等対策委員会」での情報交換
- ③進級時の引き継ぎの一層の充実

(3) いじめ相談体制の整備

- ①原則として相談窓口を教頭もしくは主事及び生活健康指導部長とする。
- ②相談窓口の周知徹底を図る。（文書及びHP・広報・学年通信・学級通信等）
- ③学校カウンセリング体制の整備と告知をする。
- ④本校以外の外部機関の相談窓口の告知をする。

第4章 いじめの発生・発見・通報時の対応

1 いじめの疑いがある場合

- ①ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- ②遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ③生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
※その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

2 一般的な対応（いじめが認知されたが、生命の危機などの恐れがないと判断されるような場合）

- ①学級担任、学年主任、担任団、生活健康指導部長、主事等を中心に、被害生徒から「訴えの傾聴」と「被害状況等」の確認
- ②加害生徒および周辺生徒からの聴取、情報収集
- ③指導記録の作成と分析、上記①の教職員による情報交換と指導方針・具体策の検討
- ④担任から関係保護者（被害者・加害者）への連絡（直接会って、丁寧に行う）
- ⑤教頭へ状況を報告。必要に応じて指導方針と具体策を再検討。
教頭は速やかに「いじめ等対策委員会」招集するとともに、校長及び理事会へ報告する
- ⑥必要に応じて教職員全体への連絡・報告
- ⑦被害生徒及び保護者への丁寧な説明（事件のあらまし、指導の経緯、今後の対応等）
- ⑧二次的問題発生防止のための継続指導
（指導の対象等の判断：関係生徒のみ、学級、学年、全校）
- ⑨いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合はいじめられている生徒を徹底して守り通すという視点から、警察署と相談して対応方針を検討する。

3 緊急対応が必要な場合

（外部犯行・重大事件・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合）

- ①警察へ通報（必要に応じて被害届の提出）し、適切に援助を求める
- ②警察の検証・捜査への情報提供と現場検証・立会い
- ③重大事態発生時の対応体制（いじめ等対策委員会）をとり理事会との連携をとる

4 教職員は決して一人で抱え込むことをせず、速やかに学年主任や主事、生活健康指導部長、教頭等に報告し、「いじめ等対策委員会」と情報を共有する。

第5章 生徒及び保護者への対応

- 1 いじめられた生徒及び保護者への支援（いじめられている生徒の立場に立って）
 - ①心のケアを図る・・・いじめられた生徒に寄り添う
 - ②今後の対策についてともに考える
 - ③必要があれば、いじめた生徒への指導・懲戒などにより、いじめた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 2 いじめた生徒への指導及び保護者への助言（いじめは決して許されない）
 - ①速やかにいじめをやめさせ、事実関係の聴取を行う。（個別に行うなどの配慮も必要）
 - ②事実関係を聴取した後は、速やかにいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
 - ・「いじめ等対策委員会」による組織的な取り組みで、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 3 いじめが起きた集団への働きかけ（「観衆」や「傍観者」に対して）（いじめはみんなの問題）
 - ①いじめに同調していた「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であった生徒達の行為は、いじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
 - ②「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられるので、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことにつながる」ということを生徒に伝える。
- 4 いじめは学校の課題として解決を図る
 - ①全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを十分に発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。
 - ②認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解したうえで、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化し、いじめにかかわった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、生徒への対応の在り方を見直す。
 - ③体育祭・文化祭・校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が異なる意見の他者とも人間関係をつくって行けるよう適切に支援する。
- 5 事後指導
 - ①いじめの被害者・加害者については、長期にわたって人間関係の把握・改善に努める。
 - ② 〃 〃 〃、継続的な指導を行い社会性・寛容性の醸成に努める。
 - ③多様な価値観を認め、受容的で温かい雰囲気を持った集団作りに努める。
 - ④定期的に二者面談や保護者への連絡を行い、確認や協力を要請する。
 - ⑤指導の記録を確実にを行い、これを保管し、必要に応じて情報を提供する。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(第28条第2項)
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして迅速に調査に着手する。

2 重大事態が発生した場合

- (1) 文書学事課を通じて、知事へ事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

①組織

調査を行う組織を設置して調査を行うが(調査主体は、学校の設置者または学校)、「いじめ等対策委員会」を母体とし、これに適切な専門家を加えたものとする。

②調査

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

③調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を有する。

※質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要。

イ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

④再調査

地方公共団体の長等の再調査が行われる場合がある。